

島原地域広域市町村圏組合消防吏員任用規程

平成8年8月21日消本訓令第1号

改正 平成9年3月31日消本訓令第1号 平成20年3月21日消本訓令第1号

(目的)

第1条 この規程は、島原地域広域市町村圏組合消防吏員（以下「消防吏員」という。）の任用について、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程において任用とは、採用及び昇任をいう。

(任用の方法)

第3条 消防吏員の任用は、第14条、第18条及び第20条の規定による場合を除き、競争試験により行う。

2 競争試験による任用は、任用候補者名簿（以下「名簿」という。）に登載された者のうちからこれを行う。

(競争試験の種類)

第4条 競争試験は、採用試験及び昇任試験とする。

(競争試験の委託)

第5条 競争試験は、その一部を他の機関に委託して実施することができる。

(競争試験の公示)

第6条 採用試験を実施しようとするときは、あらかじめその試験の受験資格、日時、場所、試験科目、受験手続その他必要な事項を適当な方法で公示するものとする。

2 昇任試験を実施しようとするときは、前項に準じ必要な事項を職員に周知するものとする。

(受験手続)

第7条 競争試験を受けようとする者は、指定する日までに、消防吏員採用試験申込書（[様式第1号](#)）又は昇任試験申込書（[様式第2号](#)）をそれぞれ消防長に提出しなければならない。

(試験の評定及び合格基準点)

第8条 競争試験の第1次試験の評定は、各科目とも100点満点とし、合格基準点は各科目の得点が40点以上で、かつ全科目の平均点が60点以上とする。ただし、試験の内容、採用予定人員又は昇任予定人員等の事情を考慮してこれを変更することができる。

2 第2次試験の評定は、消防長が別に定める。

(不正受験者の取扱い)

第9条 競争試験の受験に際して、明らかに不正があった者に対しては、当該試験の受験

を停止し、又はその合格を無効とする。

2 前項の処分を受けた者は、その処分を受けた日から2年間は競争試験を受験することができない。

(委員会の設置)

第10条 競争試験又は選考を公正かつ適正に行うため、消防本部に島原地域広域市町村圏組合消防吏員任用試験委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の組織)

第11条 委員会は、委員長及び委員若干人をもって組織する。

2 委員長は、消防長をもってあて、委員は、当組合職員のうちから消防長が指名する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(書記)

第12条 委員会に書記を置き、消防本部総務課職員をもってあてる。

2 書記は、委員長の命を受けて委員会に関する一切の庶務に従事する。

(採用の基準及び方法)

第13条 採用の基準及び方法は、[別表第1](#)のとおりとする。

2 特に専門的知識、技術又は資格を必要とする職の採用試験にあたっては、前項の基準によらないことができる。

(選考による採用)

第14条 消防吏員の採用で次の各号の一に該当するときは、選考によることができる。

(1) 特に専門的知識、技術又は資格を有する者を必要とする職であるとき。

(2) 現に、国家公務員又は地方公務員として勤務する者で、消防吏員として適任であると認められる者をもって、補充しようとする職であるとき。

(3) 前各号のほか、選考によることが適当であると認められる職であるとき。

(昇任試験)

第15条 昇任試験は、消防士長昇任試験及び消防司令補昇任試験とする。

2 前項の試験は、昇任試験実施基準([別表第2](#))により行う。

(経験加算点)

第16条 昇任試験は、第1次試験の総得点に消防士拝命から筆記試験実施日の前日(以下「基準日」という。)までの年数に3を乗じて得た点数を経験点として加算する。

2 前項の年数は、消防士拝命の日から基準日の属する月までを算定し、1年未満の月数は切り捨てる。

(勤務評定の加算)

第17条 昇任試験にあつては、別に定めるところにより、受験者ごとに勤務成績評定表を作成し、第1次試験の総得点にその評価を加算する。

(選考による昇任)

第18条 消防吏員の昇任で次の各号の一に該当するときは、選考によることができる。

(1) 消防士として満10年以上勤務する者の消防副士長への昇任

ただし、消防長が適当と認めた者は、その期間を伸縮することができる。

(2) 現に、消防副士長の階級にあり、勤務成績が優秀で、かつ、消防士長としての職務遂行能力を有する者の消防士長への昇任

(3) 消防司令以上への昇任

(4) 特に顕著な功労があると消防長が認めた者の昇任

(任用候補者名簿)

第19条 競争試験を行ったときは、名簿を作成し、合格した者をそれぞれ高点順に採用又は昇任候補者として登載する。

2 名簿は、採用試験にあつては採用候補者名簿（[様式第3号](#)）、昇任試験にあつては昇任候補者名簿（[様式第4号](#)）とする。

3 消防長は、任用候補者が名簿の対象となる職に適当な適格性を欠くことが明らかになった場合、いつでもこれを名簿から削除することができる。

4 名簿は、その作成後1年以上経過したときは、消防長はこれを失効させることができる。

(特例による昇任)

第20条 消防長は、消防吏員が[別表第3](#)に掲げる資格要件に該当する場合は、第3条の規定にかかわらず、1階級又は2階級上位の階級に昇任させることができる。

2 別表第3に掲げる特例昇任のうち、消防士の階級にある者を昇任させる場合の、1階級上位の階級とは、島原地域広域市町村圏組合消防職員の職名及び階級に関する規則（昭和47年島原地域広域市町村圏組合第7号）第3条の規定にかかわらず、消防士長とする。

(補則)

第21条 この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月31日消本訓令第1号抄）

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月21日消本訓令第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

別表第1

消防吏員の採用の基準及び方法

区 分		要 件
採用基準	受験資格	1 高等学校卒業又はこれと同等以上の学力を有する者で、当該採用試験において指定する期間内に生まれた者 2 島原地域広域市町村圏組合圏域内に居住する者、又は採用後、居住できる者 3 その他、当該採用試験において指定する事項
		欠格事由 1 日本国籍を有しない者 2 法第16条の各号の規定に該当する者
	身体条件	身長 (男) おおむね160cm以上 (女) おおむね155cm以上
		胸 囲 身長のおおむね2分の1以上
		体 重 (男) おおむね50kg以上 (女) おおむね45kg以上
		視 力 矯正視力を含み両眼で視力0.7以上かつ一眼でそれぞれ0.3以上であること。赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること。
		聴 力 左右とも正常であること。
		握 力 (男) 左右ともおおむね40kg以上 (女) おおむね30kg以上
肺 活 量 (男) おおむね3,000cc以上 (女) おおむね2,000cc以上		
採用の方法	第1次試験	教養試験 公務員として必要な一般的知識及び知能についての多枝選択式による筆記試験
		適正試験 消防吏員としての適性について多枝選択式による筆記試験
		作文試験 課題式により行う。
		体力試験 消防吏員として必要な体力の測定を行う。
	第2次試験	口述試験 公務員としての一般的な知識及び人柄等についての個別面接による試験
		身体検査 胸部疾患の有無、その他職務遂行に必要な健康度の有無について検査する。ただし、消防長が指定する医療機関の健康診断書の提出を求め、身体検査に代えることができる。
	そ の 他	1 第2次試験は、第1次試験の合格者に対して行う。 2 消防長が特に必要と認める場合、試験の順序を変更し、また、経歴評価、その他職務遂行能力を客観的に判定することができる方法をあわせて行うことができる。
採用時の階級		消防士とする。

別表第2

昇任試験実施基準

区 分		消防士長昇任試験	消防司令補昇任試験
受験資格		1 消防副士長の階級にある者 2 消防士として5年以上の勤務実績を有する者（ただし、大卒3年以上）	1 消防士長として3年以上の勤務実績を有する者（ただし、大卒2年以上）
		1 基準日において、島原地域広域市町村圏組合衛生管理規程第24条の「要注意」以上の判定を受けていない者 2 基準日前1年以内に、減給以上の懲戒処分を受けたことのない者	
試験の方法	第1次試験（筆記試験）	① 基礎法学 憲法、行政法、地方自治法 地方公務員法、消防組織法	① 法学一般 法制通論、憲法、行政 法刑法、刑事訴訟法
		② 消防関係法規 消防法、同施行令、同施行規則 火災予防条例（準則）	② 自治法規 地方自治法、地方公務員法 消防組織法
		③ 消防機械及び理化学 消防機械（水力学を含む） 物理、化学、電気、気象	③ 消防関係法規 消防法、同施行令、同施行規則 危険物の規制に関する政令 同規則
		④ 火災防ぎよ 火災防ぎよ一般	④ 火災防ぎよ 火災防ぎよ一般
		⑤ 作文	⑤ 作文
	第2次試験	実技試験 （礼式、点検要領）	実技試験 （部隊指揮）
		面接による口述試験	面接による口述試験
その他		1 第2次試験は、第1次試験合格者について行う。 2 受験資格、及び試験の方法については、消防長が必要と認める場合は、この基準によらないことができる。	

別表第3

特別昇任の基準

昇任させる階級	資 格 要 件
2階級上位の階級	災害を被ることが予測される場合において、これにかえりみることなく、職務を遂行したため被害を受け死亡したとき。
1階級上位の階級	<ol style="list-style-type: none">1 公務により負傷し、死亡し又は障害の状態となったため、職務を遂行することができなくなったとき2 永年勤続し、勤務成績が特に優秀で他の模範となる者が退職又は死亡したとき3 その他消防長が必要と認めるとき

様式第1号

※添付用紙

平成 年度消防吏員採用試験申込書

試験職種	(市町村名)島原地域広域市町村圏組合			
消防吏員	受験番号			
	※			
ふりがな	平成	年	月	日における年齢
氏名	男	生年月日	昭和	年 月 日生 満 歳
ふりがな				
現住所				
同居先	方㊦	—	電話(市外局番)	局 番
ふりがな				
合格通知等の連絡先				
同居先	方㊦	—	電話(市外局番)	局 番

- 得 入 心 得
- 1 氏名、生年月日等は、戸籍記載のとおり正確に記入して下さい。
 - 2 該当する事項を○で囲んで下さい。数字は算用数字で書いて下さい。
 - 3 ※印欄を除くすべての欄に記入して下さい。(青又は黒インク・ボールペンを使用して下さい。)
 - 4 記載事項に不正があると、受験が無効となる場合があります。

	学 校 名	学部名	学科名	在学期間	卒業等の別	所 在 地
学 歴	最終			年 月から 年 月まで	卒 卒見込 在・退学	
	その前			年 月から 年 月まで	卒 卒見込 在・退学	
	その前			年 月から 年 月まで	卒 卒見込 在・退学	

職 歴	名 称				
	期 間	・	・から ・まで	・	・から ・まで

資 格 ・ 免 許	名 称 (段・級)	名 称 (段・級)	名 称 (段・級)	名 称 (段・級)

次の質問に答えて下さい。(該当する□に✓をして下さい。)

- | | | |
|---|-----------------------------|-----------------------------|
| 1 禁治産か準禁治産の宣告を受けたことがありますか。 | <input type="checkbox"/> ある | <input type="checkbox"/> ない |
| 2 禁こ以上の刑に処せられたことがありますか。 | <input type="checkbox"/> ある | <input type="checkbox"/> ない |
| 3 かつて当組合の職員として、懲戒免職になったことがありますか。 | <input type="checkbox"/> ある | <input type="checkbox"/> ない |
| 4 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入したことがありますか。 | <input type="checkbox"/> ある | <input type="checkbox"/> ない |

以上の事で、「ある」に✓した場合詳しく書いて下さい。

()

- | | | |
|-----------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 5 日本国籍を有していますか。 | <input type="checkbox"/> ある | <input type="checkbox"/> ない |
|-----------------|-----------------------------|-----------------------------|

この申込書の記載のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

氏名 (自署)

